

## 返戻金制度について

株式会社AMP  
職業紹介事業許可番号 13-ユ-300364

当社の紹介により採用された求職者が、入社後、自己都合により退職した場合、または本人の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

・入社日から起算して3ヶ月以内での退社の場合、該当報酬額の50%の返還を行う

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上